

## 第 28 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 23 年 7 月 14 日 (木) 13 : 10 ~ 14 : 35

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、安部委員、井伊委員、首藤委員、廣松委員、山本委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

人事院事務総局総務課政策評価専門官、内閣府大臣官房企画調整課長、内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長、警察庁情報通信局情報管理課企画第四係、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、総務省政策統括官（統計基準担当）付管理官補佐、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、環境省総合環境政策局環境計画課主査、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

### 【事務局等】

西川内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議 事 (1) 重要検討事項の審議  
(2) その他

5 議事概要

### (1) 重要検討事項の審議

#### ① 統計職員等の人材の育成・確保について

事務局から資料 2 に基づき法施行状況報告の記載事項等について、各府省から資料 3 に基づき平成 22 年度 of 取組状況に関する説明があった後、質疑応答が行われた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

・人材の育成・確保に関して、専門能力の目標設定や能力獲得の支援方策などを考えるための研究がいろいろと行われている。平成 22 年度から始まったばかりの取組ではあるが、実際に具体的な成果としてどのような方向性が得られたのか。

→欧州主要国の統計部局の人材育成についてヒアリングを行った。例えば、英・仏では学術機関との交流を図っており、学生時代から公的統計の知識の習得をさせ、そうした人材を採用できるような基盤がある。採用後は、各採用部門における経験の蓄積や研修プログラムを通じて、中期的な視点で人材育成を行っている。

- ・採用段階からのキャリア形成という視点を、今後の日本においても参考にしていけるのか。
- まだそこまでは考えていない。諸外国の状況が判ったという段階。
- 諸外国の統計研修に関する各種資料を翻訳し、冊子を配布している。具体的な方向性は検討中だが、こうした資料を参考に全体研修体系を今後考えていきたい。
- 資料にあるとおりにできるだけ人材育成を図ってきているが、具体的にこれが成果として挙げたということは言い難い状況。
  
- ・人材育成の研究に着手したところであり、課題が少しずつ見えてきた状況。調べたことを参考に今後検討を続けるという評価でよいか。
- 例えば欧州では、学会との交流の度合いや専門職の育成に関して、日本とその歴史、制度が全く異なっているところがある。したがって、現在の状況の中でできることは、大学への派遣や大学から非常勤として来ていただくといった人材交流をしていくかなと思う。
- また、いわゆるスタッフ職を活用して、研究・解析をやっていただくということをはじめた。日本の公務員制度の中でできることはやっていきたいと考えている。
- ・統計部局だけ切り出してというのはなかなか難しいところがあると思うが、高度専門人材の育成の一環として今後検討していくということか。
- 外国と日本ではキャリアパスが違うところがあるので、参考にできることは参考にしつつ研修体系を考えていきたい。
- ・統計局では、採用の段階で数学専攻の方を採り、統計部門に配属させるということも行っているのか。
- 行っている。ある程度他部局も経験しながら、基本的に統計の専門職員として育成していく。
- ・人材育成の研究は22年度からの取組であるため、まだ具体的な成果には達しないと思うが、自分たちで研究し自分たちで変えていくことが基本スタンスとして重要だと思うので、是非、実現に向けて推進していただきたい。
  
- ・府省を超えての全体の戦略的な国際対応力の向上は非常に重要。総務省で国際統計に関する関係府省等連絡会議が設けられているが、会議では具体的にどのようなことが検討され、どのように方向付けされたのか。あるいは検討のレベルにとどまっているのか。
- 検討内容の具体例としては、国連統計委員会で決定された短期経済統計の実行計画を周知し、今後策定が予定されている経済統計の早期推計に係るハンドブックの作成について関係府省の協力を得ながら対応することになっている。また、国際標準教育分類の改定や、アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）に設置される専門家グループへの参加など関係府省の協力を得て推進している。
- こうした国際的な動向に関連する重要な課題について、連絡会議において担当府省から情報提供を得て、関係府省での情報共通、共通認識の醸成を行っている。
- 我が国は分散型の統計機構であり、連絡会議を通じて情報共有・情報交換を行っていくことが重要と考える。
  
- ・個別の事項について情報共有がなされていることはよく判ったが、連絡会議の意義としては、戦略的な国際対応という点にあるのではないか。この点について明確な方向性の議論は行われていないのか。

- ・受け身ではなく、積極的にこちらから国際基準に影響を与えていくような取組は行われていないのか。
- 現実の場面では、総合的というより個々の分野でいろいろな課題が起こっており、その中で戦略的な対応をしている。例えば、昨年、国連で2010年人口センサスの原則・勧告をまとめたが、そのワーキンググループの一つの座長を日本の統計局が務め、各国調整を行った。連絡会議において各分野での対応を他府省が知ることを通じ、国際社会全体としてどのようなことが起こっているのかを認識した上で、個々の分野の対応を行うことが重要だと考えている。
- ・より積極的に、全体的な方向性を明確にして、各府省がそれぞれ対応する形になることを希望したい。
- ・首藤委員の御意見に賛同する。今後の方向性として、国際的な基準が作成される時にはより積極的に参加して欲しい。現在は必ずしも日本の発言が十分ではない。少なくとも基幹統計については、海外でどのような動きがあり、それに各府省が十分に対応しているかどうか、総務省が継続的に見守って対応して欲しい。
- ・例えば、科学技術に関する国際的な統計マニュアル（フラスカティ・マニュアル）策定のためのOECDの専門家会合（NESTI）について、総務省は総会には必ずしも毎回出席していないのではないか。
- NESTIについては、現在は最も関係が深い文部科学省が常連メンバーとして参加し、各府省に情報をフィードバックしている。
- ・国際対応については、総務省政策統括官室に担当者がいるのか。
- 政策統括官室の重要な任務として国際統計基準の統括があり、一般的には、様々な国際会議の窓口を担っている。ただ、現実の場面而言え、それぞれの分野でいろいろなことが起こっており、そこは関係部局が直接対応している。各分野でどのようなことが起こっているのかを日本全体で分かるようにすることが連絡会議の役割。
- ・学会等との関係については、基本的には、研修への研究者の招へいや共同研究の実施等は従来からの形がとられているのだと思うが、基本計画では、大学・大学院の講義等の活用という趣旨が書かれている。外国ではPhDが沢山いるが、日本では公務員として採用され、必ずしも専門教育は受けていないことを考えると、採用後でも専門教育を受ける必要があると思う。研修の場合は目的志向型で狭い部分しか学べないため、大学院等に通りベーシックな部分から学んでいく人材を育てる必要があるのではないかと。人数の多い部局は、是非そのような形で内部教育を行う方向を考えた方が良いのではないかと。
- 研修の重要性は十分認識しており、人事院の制度で海外・国内の留学制度があるので、できるだけ積極的に活用して職員の能力向上に努めていきたい。
- ・人事院はどのように考えているのか。
- 自己啓発休業の取得が認められているなどの制度を整えており、各府省で積極的に活用いただければと思う。
- ・サバティカル、研究休暇の制度について少し調べた上でご報告いただきたい。

## ② 二次的利用等について

事務局から、資料4に基づき法施行状況報告の記載事項等について、総務省政策統括官（統計基準担当）室から資料6に基づき平成22年度の取組に関する説明があった後、質疑応答が行わ

れた。委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・匿名データについて、海外の研究者への提供はどうか。
- 匿名データに関しては、ガイドラインでは一定の要件を満たせば海外の研究者にも提供できるとされており、実績もある。一方、第33条に基づく調査票情報の利用に関しては、海外への提供はガイドラインで禁止されている。
- 海外の研究者への匿名データの提供については、統計局においては2件実績がある。国内でもセキュリティが確保された場所ではしか使えないという利用制限をかけており、海外においてもそれと同等、あるいは、海外では我々が出かけてチェックすることがなかなかできないため、国内以上にきちんとした状況を確保した上で利用していただいている。
- ・「国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合」というのは、具体的にどのような状況を想定しているのか。
- 具体例としては、ルクセンブルク・インカムスタディのような、複数の外国政府から調査票情報の提供、資金の提供を受けている、比較可能な情報である等の要件を満たせば、そうした機関に匿名データの提供を行い、そこで集計された結果を研究者に提供することができるという利用を想定している。
  
- ・法第33条に基づく提供について、例えば科研費が得られている研究で申請する場合はほとんどアクセプトされるのか。それとも申請は断られているのか。断られる場合はどのような理由か。また、その理由は申請者に伝えられているのか。
- 正式な文書で提出された申請を想定すると、ガイドライン上は申請を断る様式は用意してはいるが、基本的には文書で断られた事例は無いのではないかと考える。申請にあたっては事前相談が行われ、その段階で、セキュリティ要件等で断られる事例はあるかもしれない。基本的に要件を満たせばできるだけ協力をするよう、各府省で対応が取られていると承知している。
  
- ・調査票情報等の保存期間を永年保存扱いとし、その対応をガイドラインに明記することは過去のデータを利用したり、複数の統計のマイクロデータを統合した分析を行う上で非常に重要。この「調査票情報等」の中には名簿情報も含まれるのか。また、いつからガイドラインが実施されるのか。
- 平成23年10月1日から施行されることとなる。施行までの間に問題があっては困るため、調査票情報をこの間に廃棄しないよう事務連絡をお願いをしている。
- 名簿の位置付けについては、今回のガイドラインの中では「調査票情報等」の中に含まれない。
- ・例えば、事業所・企業統計調査の名簿を基に調査を行う場合に、事業所番号との対応表は残らないのか。対応表がないとマッチングできない。
- 事業所番号等の調査票情報に格納される情報は含まれる。
- ・事業所番号といっても、調査によって独自の事業所番号が使われており、他とマッチングできない問題が起き得ると思う。他とマッチングできるような、例えば事業所・企業統計調査の番号と工業統計調査の番号のコンバータのようなものも保存することが大事だと思う。
- そこは調査票情報等とはしておらず保存は任意になると思う。
- ・今後ビジネスレジスターを考えた場合、事業所・企業で共通番号が付されてくる。将来的には、各府省ばらばらの番号が両立するよりは、共通番号で置き換えた方が合理的ではないかという意見も出ているが、そこは今後検討していただくことになるかと思う。

- ・印象として、二次利用は府省によって温度差があるように見える。匿名データの提供は今後更に増加していくだろうとのことだが、現行は総務省及び厚生労働省のみ。他府省の動向は、今は「検討されている」とのことだが、もう少し具体的にご説明いただきたい。
  - 今後1年間の見通しについては、資料6別紙1に記載されているとおり。23年度中の見通しとして、匿名データについては各府省とも非常に難しいと考えているのが現状。
  - ・難しいと言われるとそれで終わってしまう。何故難しいのかを検討していかないと、いつまでも難しい状況は変わらないだろう。
  - 国際的に見ても、世帯対象調査であれば匿名データが作成されているが、企業対象調査での匿名データの作成は技術的に非常に難しい。今は世帯調査が中心の部局が取り組んでいる状況。
  - ・他府省においても世帯調査はある。ご検討いただきたい。
- 
- ・オンサイト利用に関して、日本学術会議において、オンサイトとは言っていないが、大規模研究計画の一つとして、政府統計に限らず統計について、日本を含むアジアを中心とした大型研究の促進が提言され、先日の総会で方向性が打ち出されたと思う。是非議論していただきたい。
  - オンサイトは検討期間がまだしばらく残されており、そうしたものを踏まえながら検討を進めたい。
- 
- ・二次的利用については、国際的に日本の統計が利用されることを今後かなり意識していただくのが良いと思う。日本の統計の利用者は日本にいる人に限られない。先日、国際会議に出席した際にも、日本のデータをもう少し簡単に使えるようにしてほしいと言われた。関心を持っている研究者もおり、こういう点を大事にしていきたい。
  - ・二次的利用については実際に提供が始まり、急速には言えないが、実績は着実に伸びていると評価できる。ただ、今後少し気を付けなければならないのは、政府のIT戦略本部ではより大胆なシステム設計や情報提供が議論されており、その一部には統計法上は慎重に考えるべき点も含まれている。その意味で二次的利用は必ずしも統計法の中で閉じたものでなく、周りの動きを十分に意識した上で考えていかなければならない問題だと思う。
  - ・今般の大震災について、各府省の迅速な対応により貴重な情報を出していただいた。それらは社会的には極めて重要な情報であるとはいえ、地域を限定した、例えば公共的な施設に関する情報となると特定化されてしまう恐れがある。統計法上は対象が特定化される場合は公表できないという大原則がある。今回の大震災のような場合、二次的利用という範囲で考えるのか、今議論している二次的利用とはレベルが違う話かもしれないが、統計の公表・利用という範囲の問題として考えるのか、今後考えなければならない重要な点だと思う。
  - 統計データの二次的利用促進に関する研究会の検討スケジュールは、まず現行法の下で対応可能な施策をまとめ、その後、更にその枠を超えたあるべき姿をとりまとめる。この点について、背番号制等の政府その他の動きも見ながら検討したい。そうした関係機関の持ち得る機能を活用していくこともあると思う。
- 行政記録による情報と統計調査で得られた情報をどのように活用していくのかは、各国いろいろと工夫をしている。そのバランスは諸外国の例を参考にしながら考えていきたい。また、企業対象情報と世帯対象情報の差異も意識しながら検討したい。
- また、平常時と非常時の問題があるだろう。研究会では、まずは平常時をベースとした上で、非常時の話は統計だけではなく、全体の話だと思うので、そうしたことも含めながら研究会でも御

検討いただければと思っている。

- ・研究会では25年3月に二次報告書が出る予定で、その後アーカイブ等の残された課題の検討を行うとのことだが、基本計画の見直しとのかんけいにも留意すべきと思う。
- 現在の基本計画で示された方向性に沿って検討しており、次期基本計画とも齟齬が生じることはないと思う。
- ・次期基本計画の検討にあたり、オンサイトを含めた二次的利用のシステムの方針は非常に大事。次期基本計画の検討を開始するまでに、その方針だけでも提示いただけるようなスケジュールで研究会を進めていただきたい。
- ・研究会の一次報告書は24年3月を予定しており、現行法の下での対応が中心となる。そして少なくとも次期基本計画もそれに基づくものになると考えられる。  
もし現行法の改正まで考えると、法改正のために相当の準備が必要であろうし、結果的に次期基本計画の在り方も変わるかもしれない。研究会でも色々な論点を議論した上で最終報告書を出したい。
- ・研究会での検討にあたっては、諸外国の実態把握を24年3月までとしているが、これまでも相当実態は把握していると思うので、この検討スケジュールについてもご検討いただければと思う。

(2) その他

次回基本計画部会は、7月22日（金）14時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>